

ACUITY **LAW**

**CORPORATE
LAW NEWSLETTER**

MARCH 2021
acuitylaw.co.in

Acuity Law LLP について

Acuity Law LLP は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。

主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザリー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。

Acuity Law LLP について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、ご連絡下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、インドの会社法、証券法における3月の重要なアップデートについて、取り扱っており、主な内容は、次の通りです。

- 2014 年会社（監査および監査人）規則の改正
- 2014 年会社（計算）規則の改正
- 2013 年会社法スケジュール III の改正による暗号通貨・仮想通貨に関する取引の開示
- インド証券取引委員会（SEBI）から発表された、独立取締役に関する規制の見直しに関するディスカッションペーパー
- 株主の死後における株式取得の開示に関する事案に関する SEBI の命令
- ミューチュアル・ファンドの議決権行使に関する SEBI の通達
- 国際金融サービスセンター局（IFSCA）が発表した、国際金融サービスセンター（IFSC）における株式上場関連規制に関するコンサルテーション・ペーパー
- 非公開の価格関連情報共有疑惑に関する証券上訴裁判所の判決

1. 会社法（COMPANIES LAW）

2021 年 3 月の会社法関連の主なアップデートは、以下の通りです。

1.1. Amendment to Companies (Audits and Auditors) Rules, 2014

- 1.1.1. インド企業省（MCA）は、2021 年 3 月 24 日付の通知にて、2014 年会社（監査および監査人）規則を改正し、監査人が監査報告書に記載すべき追加事項を追加しました。2021 年 4 月 1 日から適用されます。
- 1.1.2. 監査人は、仲介者が特定する個人や他の企業に対する直接的または間接的な貸付または投資、もしくは当該特定の個人または企業のための保証または担保提供に関する理解の下、会社が資金の供与、貸付、投資を行っていないかどうかの表明について、監査報告書への記載が求められます。
- 1.1.3. また、同様に、監査人は、貸付人が特定する他の個人または企業に対する貸付または投資、もしくは当該特定の個人または企業のための保証または担保提供に関する理解の下、会社が資金を受け取っていないかどうかの表明についても記載する必要があります。
- 1.1.4. 監査人は、会計年度中に宣言され、支払われた配当について、2013 年会社法における企業のコンプライアンスに関する見解の記載が求められます。
- 1.1.5. 監査人は、会社が帳簿付けのために使用している会計ソフトウェアに関して、監査証跡を記録する機能を有しているかどうか、および、当該ソフトウェアに記録されているすべての取引について、

年間を通じて運用されているかどうかの詳細を提供することが求められます。また、監査証跡が改ざんされていないか、および、監査証跡が法定の要件に従って保存されているかについての見解やコメントについての詳細も要求されます。

Please click [here](#) to see the notification.

1.2. Amendment to Companies (Accounts) Rules, 2014

- 1.2.1. MCA は、2021 年 3 月 24 日付の通達にて、電磁的方法による会計帳簿の維持や、取締役会報告書へ記載すべき情報および詳細について、2014 年会社（計算）規則を改正しました。2021 年 4 月 1 日から適用されます。
- 1.2.2. 帳簿付けのために会計ソフトを使用する企業は、すべての取引の監査証跡を記録し、会計帳簿に加えられた各変更の編集ログを作成する機能を持ち、監査証跡の無効化ができないソフトのみを利用することが求められます。対象となる企業は、2021 年 4 月 1 日以降に開始する会計年度より、当該規定の遵守が求められます。
- 1.2.3. 会社は、2016 年破産倒産法に基づいて行われた申請や係争中の手続きの詳細および会計年度末時点の状況について、取締役会報告書への記載が求められます。また、該当する場合には、決済時の評価額と銀行や金融機関から融資を受ける際に行われた評価額との差額の詳細について、理由とともに記載することが求められます。

Please click [here](#) to see the notification.

1.3. Amendment to Schedule III of Companies Act, 2013 to disclose transactions involving crypto or virtual currencies.

- 1.3.1. MCA は、2021 年 3 月 24 日付の通達にて、会社の貸借対照表と損益計算書の作成に関する一般的な指示について定めた 2013 年会社法スケジュール III を改正しました。2021 年 4 月 1 日から適用されます。
- 1.3.2. 改正により、会社の損益計算書には、会計年度において会社が行った暗号通貨または仮想通貨への投資および取引の詳細についての記載が必要となり、特に、以下の内容の開示が求められます。
 - (i) 暗号通貨または仮想通貨に関する取引利益または損失
 - (ii) 報告日時点で保有している通貨の金額
 - (iii) 暗号通貨または仮想通貨の取引または投資のために、他人から預金や前受金を受け取っているかどうか

Please click [here](#) to see the notification.

2. 証券法 (SECURITIES LAW)

2021年3月の証券法関連の主なアップデートは、以下の通りです。

2.1. Discussion paper by Securities and Exchange Board of India ("SEBI") on review of regulatory provisions related to independent directors.

- 2.1.1. インド証券取引委員会 (SEBI) は、2021年3月1日付けでディスカッションペーパーを発表し、上場会社の独立取締役に関する改正提案が行われています。
- 2.1.2. 現行の規定では、独立取締役の任命は、指名報酬委員会が起案し、取締役会および株主の承認を得た後に確定しなければなりません。
- 2.1.3. ディスカッションペーパーでは、独立取締役の選任には、株主による二重の承認を必要とすることが提案されています。具体的には、株主総会の普通決議の承認と、少数株主の単純過半数の承認を意味します。
- 2.1.4. ここでいう少数株主とは、会社のプロモーターを除くすべての株主を意味します。いずれの承認も得られない場合は、新たな候補者を指名することができます。同一の候補者を指名する場合、独立取締役の選任が否決された株主総会から、90日から120日の間に再投票を行うことができます。2回目の投票において、特別決議が可決された場合に選任される、としています。
- 2.1.5. 独立取締役の解任についても同様に、株主による二重承認というプロセスが提案されています。
- 2.1.6. 指名報酬委員会は、候補者の提案・選定のために採用した基準について、株主に開示することが求められます。また、指名報酬委員会の構成を変更し、委員会のメンバーの3分の2を独立取締役で構成するという変更も提案されています。
- 2.1.7. さらに、独立取締役は、株主の事前承認を得た後でなければ選任できないことが提案されています。独立取締役の辞任、解任、死亡により欠員が生じた場合には、3ヶ月以内に株主の承認を得なければなりません。
- 2.1.8. 独立取締役が職業上の理由やその他の個人的な理由で会社の取締役を辞任した場合、当該独立取締役は、1年間は他の会社の取締役会への独立取締役としての参加はできないとする案も提案されています。加えて、当該独立取締役は、1年間は同じ会社の取締役会への常勤取締役としての参加はできない、としています。
- 2.1.9. その他、独立取締役の報酬や、現在認められている利益連動報酬に代えて、権利確定期間を5年に延長した従業員ストック・オプションの独立取締役への付与に関するパブリック・コメントを求めています。

Please click [here](#) to view the discussion paper.

2.2. SEBI's ruling in the matter relating to disclosure of acquisition of shares in case of transmission

2.2.1. SEBI は、2021 年 3 月 1 日付けで、2015 年 SEBI（インサイダー取引の禁止）規則に基づく株式の取得に関する不開示事案について、命令を下しました。株主の死後における株式譲渡により、株式を取得した事案でした。取得により、5%の基準値を越えたため、証券取引所への開示義務が発生していました。

2.2.2. SEBI は、株式の譲渡が非自発的であって、法律の適用によりもたらされたものであったとしても、株式を取得した個人は、2015 年 SEBI（インサイダー取引の禁止）規則に基づく開示義務は免れない、としました。当事者の意図は重要ではなく、義務は履行されるべきとの見解に立ち、100,000 ルピーの金銭的ペナルティが通知者に課されました。

Please click [here](#) to read the order passed by SEBI.

2.3. SEBI Circular on Voting by Mutual Funds

2.3.1. SEBI は、2021 年 3 月 5 日付けの通達で、ミューチュアル・ファンドが保有する投資先企業の株式に関して、議決権の行使を義務付けました。通達において、2021 年 4 月 1 日以降、ミューチュアル・ファンドが議決権を強制的に行使しなければならない項目が定められており、これには、(i)合併やその他の組織再編、(ii)資本構造の変更、(iii)ストックオプション計画に関する問題、(iv)企業の社会的責任に関する問題、(v)取締役の任命または解任、(vi)関連当事者取引、(vii)その他当該ミューチュアル・ファンドの投資家の利益に影響を与える可能性のある諸問題、等が含まれます。

2.3.2. また、ファンドマネージャーは、ミューチュアル・ファンドの受託者に対して、四半期毎に、投票が投資家の最善の利益以外の要因による影響を受けていないことの報告が求められ、受託者は、半年毎の SEBI への確認が求められます。

Please click [here](#) to read the SEBI circular.

2.4. Consultation paper released by International Financial Services Centre Authority ("IFSCA") on proposed regulations on issuance and listing of securities in International Financial Services Centres ("IFSC").

2.4.1. 国際金融サービスセンター局 (IFSCA) は、2021 年 3 月 10 日付けで、国際金融サービスセンター (IFSC) における証券の発行・上場規則等に関するコンサルテーション・ペーパーを発表しました。

- 2.4.2. IFSC における証券の発行・上場に関する現行規則の枠組みは、2015 年 SEBI (IFSC) ガイドライン、2018 年 SEBI (資本金の発行と開示要件) 規則、外貨預託証券スキームおよびそれに基づく通達等により構成されています。
- 2.4.3. コンサルテーション・ペーパーでは、IFSC 内の証券取引所への株式や転換証券の上場を促進するために、包括的な規則の枠組みを設けることが提案されています。
- 2.4.4. 今回提案されている規則は、(i) 非上場会社による新規公開、(ii) 既に証券取引所に上場している企業による追加公募、(iii) 既に IFSC 外の証券取引所に上場している企業によるセカンダリー・リスティング、(iv) スタートアップ企業および中小企業の上場、(v) 特別目的買収会社 (SPAC) の上場、(vi) 預託証券の上場、(vii) 債券の上場、(viii) ESG に焦点を当てた負債証券の上場、等に適用されます。
- 2.4.5. (i) IFSC で設立された会社、(ii) インドで設立された会社、(iii) 選択された外国の管轄区域で設立された会社 (2015 年 SEBI (IFSC) 規則にて定義) については、IFSC 内証券取引所への証券上場資格を有します。上場する証券は、全額払い込み済みで、自由に譲渡可能であり、デーマット形式で保有されなければなりません。
- 2.4.6. 非上場会社による新規公開に関しては、過去 3 会計年度の税引前利益平均が 100 万ドル以上、営業収益が 2,000 万ドル以上でなければなりません。上場プロセスには、証券取引所からの原則的承認と、IFSCA への申請書類の提出および承認が含まれ、その後、必要な情報を記載した申請書類が申請者に開示されます。
- 2.4.7. 既に IFSC の証券取引所に上場している企業は、提案されている上場の少なくとも 1 年前から株式を上場していること、IFSCA が定める規則要件を遵守していること等、一定の条件を満たすことを条件に、追加公募の実施が可能です。
- 2.4.8. 既に IFSC 外の証券取引所に上場している企業に対しては、公募を行わずに、IFSC 内の証券取引所に上場するという選択肢が規定されています。
- 2.4.9. スタートアップ企業は、設立日から 10 年以内に募集書類を提出し、設立後各会計年度における売上高が 2,000 万ドルを超えていない場合、IFSC の証券取引所に上場することができます。スタートアップ企業や中小企業の上場は、株式の公募なしで行うことも可能です。
- 2.4.10. コンサルテーション・ペーパーでは、特別目的買収会社 (SPAC) の IFSC への上場についても規定しています。SPAC の主な目的は、事業会社の合併・吸収または株式・資産の取得でなければならず、自らが事業を運営してはなりません。加えて、SPAC に対しては、一定の義務が課されています。
- 2.4.11. IFSC における預託証券、負債証券、ESG に焦点を当てた負債証券の上場の枠組みについても、規定されています。具体的には、上場企業がコンプライアンス・オフィサーを任命すること、事象発

生ベースでの継続的な開示、各会計年度の持続可能性に関する報告書の作成、株主総会に関連するその他の要件や議決権行使のプロセス等、です。上場有価証券の取引停止、自主的・強制的な上場廃止関連の規定等、その他雑則についても定められています。

Please click [here](#) to read the IFSCA consultation paper.

2.5. **Securities Appellate Tribunal (“SAT”) overturns SEBI’s orders in the matter concerning alleged sharing of unpublished price sensitive information (“UPSI”)**

- 2.5.1. 証券上訴裁判所 (SAT) は、2021年3月22日付けで、特定の個人 (通知者) による2015年SEBI (インサイダー取引禁止) 規則の違反容疑に関する問題について、2020年6月にSEBIが下した命令を覆す判決を下しました。本事案は、通知者が、複数の企業の年次報告書に関連する特定の情報を、同報告書の公式公開に先立って、WhatsApp (ソーシャルメディア・プラットフォーム) で共有していた、というものでした。SEBI は、通知者による情報共有は、非公開価格関連情報 (UPSI) の共有に該当し、2015年SEBI (インサイダー取引の禁止) 規則第3条に基づく義務に違反している、との判断を下していました。通知者はこれを不服とし、SATに上訴しました。
- 2.5.2. SAT は、通知者と、UPSI に自由にアクセスできるインサイダー (企業の従業員や役員) との間には関連性がなく、UPSI の共有は立証できない、との見解を示しました。SAT は、2015年SEBI (インサイダー取引の禁止) 規則に関する判断には、UPSI の潜在的な情報源とUPSI を保有している人物が相互にリンクしていなければならない、との見解を繰り返しました。
- 2.5.3. SAT は、情報を受け取った者が、その情報がUPSIであることを事前に知り、意図的にその情報をさらに広めた場合にのみ、その情報はUPSIであると判断できる、としました。本事案において、SEBI は、通知者がWhatsAppを通じて共有した情報はUPSIであり、通知者がその前提の下で情報共有を進めたということに関して、立証できていなかった、と判断し、当該命令は無効となりました。

Please click [here](#) to read the SAT order.

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in

www.acuitylaw.co.in